

《令和8年度 水戸市奨学生募集のお知らせ》

保護者各位

水戸市教育委員会

水戸市では、人物・学力ともに優れているにもかかわらず、経済的理由により高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）（以下「高等学校等」という。）に修学することが困難な生徒に対し、奨学金を支給しております。

奨学金は、月額10,000円で、高等学校等において、第1学年から第3学年として在学する期間について支給し、返済の必要はありません。

御希望の方は、下記事項に留意のうえ、お申込みください。

記

1 応募資格

○ 令和8年4月1日現在で、本市に引き続き1年以上居住する方の子弟であって、令和8年度に高等学校等へ進学を予定している者又は既に高等学校等に在学している者で、人物・学力ともに優れ、本人の属する世帯の認定所得金額が所得基準額以下であること。

※ 応募には学校長の推薦が必要になります。令和8年度水戸市奨学生募集要項を参照ください。

○ 国、県その他の団体から奨学金、その他これに類する資金の貸与又は支給を受けていないこと。

※ 例：高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）、茨城県育英奨学資金、茨城県高等学校等奨学資金、茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨励資金、民間団体の奨学金など

※ 高等学校等就学支援金は、授業料支援であることから、水戸市奨学金と併給可。

2 申込み方法及び決定通知

○ 高等学校等に在学している方は、在学する学校又は水戸市教育委員会事務局教育部学校管理課（水戸市役所3階：水戸市中央1-4-1）で募集要項、願書、所得状況等調査同意書を受け取り、令和8年1月30日（金）までに在学する学校の担任の先生へお申込みください。

- 中学校に在学中の方は、在学する中学校で募集要項、願書、所得状況等調査同意書を受け取り、上記期日までに在学する中学校の担任の先生へお申込みください。
- 願書は、学校長を経由して水戸市教育委員会に提出され、審査のうえ奨学生を決定します。（中学校在学中の方は、中学校長を経由して水戸市教育委員会に提出されます。）

なお、審査結果については、3月末までに、願書を提出された学校長及び申込者あてに通知します。

3 その他

必要に応じて、所得状況等調査同意書に基づき、所得状況を調査することがあります。

4 問い合わせ先

詳細については、担任の先生又は学校管理課(TEL 306-8673) にお問い合わせください。